



石運輸第552号の2
平成28年10月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付についての一部改正について

標記について、自動車交通部長より別添（平成28年10月19日付け北信
交旅第463号）のとおり通達があったので、了知願います。

北信交旅第463号
平成28年10月19日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付についての一部改正について

標記について、自動車局旅客課バス産業活性化対策室長より別紙（平成28年10月17日付け国自旅第188号）のとおり通知があったので、了知されるとともに、バス協会及び未加入事業者に対し周知されたい。





国自旅第188号
平成28年10月17日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課
バス産業活性化対策室長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付についての一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところである。これを受け、本年8月31日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、本年1月1日より、運送引受書に道路運送法第9条の2第1項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することとしたことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を別添のとおり改正するので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び観光庁参事官（産業政策）あて、別添のとおり通知したので申し添える。